

県営住宅を承継する場合の手続きについて

県営住宅は民間住宅と異なり、下記の要件に該当しないと承継（名義人変更）はできません。

なお、同居者を扶養したままの転出等、世帯の状況によっては承継が認められない場合もございます。

ご不明な点がございましたら管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

1 要件

- ・ 名義人の死亡又は離婚等の正当な理由がある転出であること
- ・ 収入が基準以下（承継後の所得月額が 313,000 円以下）であること
- ・ 迷惑行為等を行っていないこと
- ・ 家賃滞納がないこと（債務を引き継ぐ承諾があれば承継できる場合があります。）

2 承継することができる者の範囲

承継することができる者の範囲	同居経過年数
現に同居している配偶者	制限なし
現に同居しており、特に居住の安定を図る必要がある高齢者、障害者等	制限なし
現に同居しているその他の同居人	同居から 1 年以上経過

3 必要書類

〈必ず必要な書類〉

承継承認申請書	記入例を参考に作成してください。
---------	------------------

〈状況によって必要な書類〉

死亡による承継	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票・ 名義人の死亡の事実が確認できる戸籍謄本又は住民票の除票
離婚による承継	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き入居する世帯全員で続柄の記載ある住民票・ 離婚の事実が確認できる戸籍謄本・ 名義人の転出を確認できる転出先の住民票又は住民票の除票・ 敷金充当（拒否）申出書

その他の理由による承継	《管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。》
-------------	-----------------------------

〈家賃滞納がある場合の書類〉

承諾書	・債務引継ぎの承諾書が必要となります。 《管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。》
-----	--

※有効な住民票等の公的書類は発行から3カ月以内のものに限ります。

4 駐車場使用契約

駐車場使用契約がある場合は、承継ではなく新たに契約を締結しますので、管轄の住宅管理事務所・支所へお問い合わせください。

5 申請方法

管轄の住宅管理事務所、支所へ持参又は郵送による受付となります。

住宅管理事務所・支所の連絡先等

名古屋尾張住宅管理事務所 052-973-1791	
〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号（愛知県住宅供給公社ビル5階） 《所管する区域》 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町	
名古屋尾張住宅管理事務所	海部駐在 0567-24-7330
〒496-8531 津島市西柳原町1-14（愛知県海部総合庁舎5階） 《所管する区域》 津島市、愛西市	
名古屋尾張住宅管理事務所	一宮支所 0586-28-5411
〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4（愛知県一宮建設事務所1階） 《所管する区域》 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
名古屋尾張住宅管理事務所	知多支所 0569-23-2716
〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21（セントラルビル5階） 《所管する区域》 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、武豊町	
三河住宅管理事務所 0564-23-1863	
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4（愛知県西三河総合庁舎5階） 《所管する区域》 岡崎市、西尾市、幸田町	
三河住宅管理事務所	知立支所 0566-84-5677
〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124（愛知県知立建設事務所南館1階） 《所管する区域》 碧南市、刈谷市、安城市、高浜市	
三河住宅管理事務所	豊田加茂支所 0565-34-2001
〒471-0027 豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター） 《所管する区域》 豊田市、みよし市	
三河住宅管理事務所	東三河支所 0532-53-5616
〒440-0801 豊橋市今橋町6（愛知県東三河建設事務所1階） 《所管する区域》 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	